

さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



卷頭言

「鵬鵬（カイツブリ）の住む池」

弁護士 竹澤 京平



鶺鴒(カイツブリ)の住む池

私が、館山に住んでいることをご存じの方も多いと思います。

休日など日頃の不摂生を解消すべく近所を散策することが多いのですが、良く行くコースの一つに家から2キロ程のところにある「山本の堰」と云うのが在ります。

この堰は、周囲凡よそ300メートル程の農業用水として造られたもので、土手には染井吉野や河津桜、それに八重桜などが植えられて居り、3月、4月には、綺麗な花を楽しませてくれます。

この堰には、10月中旬になると色々な冬鳥が飛来します。軽鴨・小鴨・嘴広鴨・尾長鴨などの鴨類のほか、川鶺鴒や大鶺鴒それに白鶺鴒や青鶺鴒などの鶺鴒も見ることが出来ます。

こうした中に鶺鴒を一回り小さくしたほどの体をした、水面で一際目立つ動きをする鳥がいます。それが今回取り上げた鶺鴒です。

この鳥は万葉の昔は鶺鴒(ニオ)と云われていたようで、古来から和歌に詠まれたり日本人に広く親しまれてきました。

鶺鴒には、一ヶ所に留って生活する留鳥と、季節に応じて住み家を変える候鳥とがあるようですが、「山本の堰」のそれは、国内を移動する候鳥のようで10月になると決まって、この堰に数羽来ます。

どうも飛ぶのはあまり得意ではないようで、これまで一度も飛んだ姿を見たことはありません。

しかしながら泳ぐのと潜水は、見事の一語です。

特に潜水は、体を持ち上げるようにしたかと思うとサッと潜り、そのまま20～30秒近く身を沈め、はるか20～30メートル離れた水面に姿を現わし、正に神出鬼没と云ったところで、見ている者を飽きさせません。水中で小魚などを追いかけているのだと思いますが、この処の人間社会の変化の早さを考えると水面に出てきたら、自分達の世界も変わっていたなんてことがあるのかも、ふと想ったりします。



堤の桜の葉も落ちてしまいましたが、もう来年の花芽が枝先に沢山付いています。この花の盛りを過ぎる頃まで鶺鴒も元気でこの堰で泳ぎ廻っていることでしょう。

代表弁護士 竹澤 京平

弁護士 竹澤 京平

ある事件を通じて考えること

今年は、酷暑に台風、大雨と異常気象に悩まされてきました。異常と云いながら、これが正常になってしまうのではと心配されるところです。

私は現在、大変興味深い事件を担当しています。事件の概要は、次のとおりです。

昭和43年に私共の依頼者である入会団体が、総有地である山林約11ヘクタールについて、県との間で分収林契約を締結しました。分収林契約と云うのは、県が土地に地上権を設定して借り上げ、そこに植林をして一定期間（本件では、60年間）を経過した時点で県が伐採し、これを売却した上で、その売り上げから経費を差し引いた利益を一定の割合（本件では、県5.5、地上権者4.5）で分けると云うものです。県としては、賃料等の負担をせずに造林でき、将来の木材不足の解消に寄与しつつ国土の緑化と治山治水にも有効と考えた政策であり、一方地権者としては、山林の管理（植林・間伐・枝打等）を県が行ってくれ、満期になれば、相応の収入が得られることを期待したものです。

実は、この分収林制度は、戦前の昭和16年の皇紀2600年記念分収、戦後の昭和27年の講和記念分収など、当時の木材不足に鑑み将来の懸念の解消のために行われてきましたが、それぞれの満期となった平成13年、24年頃には既に、外国からの安い大量の輸入材が入ってきたり、切り出すための人件費が合わなかったりで、結果的に県は、立木を地権者に買い取らせたり、無償で立木の所有権を移転したりして解決してきたのです。

ところが、地権者は、立木の所有権を取得しても、その後の管理費用が掛かる上、伐採して売りたいくても赤字になってしまい、更には伐採すれば、その者に植林を義務付けられ、長期にわたり莫大な労力と費用を要することになってしまうことが判ったため、今回の分収契約終了については、県の方できちんと立木を伐採して明け渡してもらうべく調停を申立てた事件です。

実は、公による森林管理の問題は現在の日本中の山林で抱えている問題であり、原因の一つは、当初の植林をした時の予測と成長した現在とで全く実状が異なり、見通しがはずれてしまったことにあると思います。

こうした問題は個人所有の山林も同じで、管理されないままに放置されて、相続に当たっても解決の妨げになっている例もあり、現在問題となっている所有者の判明しない山林を生む原因の一つとなっています。

今年は豪雨による災害が多く発生しましたが、人工林の管理が不十分であったことが原因と見られる個所もあり、こうした治山治水に係わることを個人レベルに任せるのではなく、国がきちんと管理して行かなければならないと考えています。現在、森林環境税が検討されているようですが、目的に従い正しく使われるのであれば、それなりの効果が期待されます。

また、こうした山林が抱える問題と同じようなことは、農地についても拡がっており、所有者が管理出来ない耕作放棄地が増え、特に水田は貯水力を失い、治水の問題にも影響しています。そしてこのような生産性のない農地は、山林と同様に相続する人もなくなってきています。

山林も農地も一度人が手を入れ、人工で造ったものは放置すれば元に戻ると云うのではなく、管理を続けて行かなければ災害の元になりかねないをつくづく思う次第です。

前述の事件は、まだ始まったばかりであり、その帰趨は定かではありませんが、法律論だけでなく色々考えさせられる事件だと思い皆さんにも現状を知って戴くべくご紹介します。

弁護士 高橋 一弥

犯罪被害者の支援 其の1

創刊号で犯罪被害者支援に力を入れていると書きましたので、今回は、このことについて少し筆を進めます。

これまで犯罪の被害にあったことはありませんか。身近に被害にあった方はいらっしゃいませんか。

歴史を振り返ると、残念ながら、人間社会から犯罪を撲滅することは不可能と言わざるを得ません。犯罪は肉体的な被害だけでなく、精神的にも経済的にもさまざまな被害をもたらします。このため、被害にあった日を境に人生が暗転し、自力では立ち上がれない境遇に身を落としてしまう被害者も少なくありません。ここに、犯罪被害者を社会の犠牲者と位置づけて、社会的弱者となった被害者を、孤立から救い、精神的・経済的・司法的支援を社会が挙げて行わなければならない理由があります。

犯罪発生件数は年々減っていますが、それでも千葉県は国内でもワースト10に入る犯罪多発地帯です。統計によると、昨年度の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した犯罪の件数。交通事故を除く。）は5万2974件です。中身は殺人、強盗、放火、性犯罪等の凶悪犯罪から詐欺、窃盗、器物損壊まで様々です。これに交通人身事故の発生件数1万8030件を加えると、約7万1000件となります。刑法犯罪認知件数というのは警察が認知した件数であり、被害届出がなされていない事件を含めると実際の発生件数はもっと多いでしょう。県民人口は約626万人ですので、数字上は、昨年1年間で県民100人に1人は被害にあっているということになります（ $71,000 \div 6,260,000 \times 100 = 1.13$ ）。1世帯を4名とすると25世帯に1世帯が被害にあっているという計算になります。怖いと思いませんか。皆さんが思っているほど日本は安全ではなく、自分や家族が被害者になる危険はごく身近に潜んでいるのです。

かくして、犯罪の撲滅に向けた防止策と並んで、被害者に救いの手を差し伸べることは社会の責務であり、この2つは犯罪対策の両輪なのです。

被害者支援の必要性を身近に感じていただけたでしょうか。

次号では、犯罪被害者の支援制度の歴史をたどる予定です。

弁護士 姉崎 真人

相続法の改正（配偶者保護）について

平成30年7月6日に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立しました。当該改正の一部として、被相続人の配偶者を保護する制度が新たに設けられましたので、ご紹介いたします。

1 遺産分割の終了まで保護する制度（配偶者短期居住権）

- (1) 配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有建物（以下「居住建物」といいます）について、被相続人の死亡により遺産分割の必要が生じた場合、配偶者は、一定の場合に、無償で居住建物に住み続けることができます。
- (2) 一定の場合とは、次のとおりです。
 - ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、帰属が早期に確定しても最低6か月間は保障されます）
 - ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には、居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月の間
- (3) これまでは、判例上、被相続人と配偶者との間に使用貸借が成立していたと推認し、配偶者を保護する考えがありましたが、第三者に建物が遺贈された場合や、被相続人が反対の意思を表示していた場合に、配偶者が保護されない場合があったため、配偶者の保護を強めたものです。

なお、施行日は、公布の日（平成30年7月13日）から2年以内とされています。

2 配偶者の居住権を確保する制度（配偶者居住権）

- (1) 居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）が新設されました。
- (2) 配偶者は、遺産分割の際に、他の相続人の同意を得て、配偶者居住権を取得することができます。また、被相続人が配偶者に対し、遺言等により同権利を取得させることもできます。
- (3) さらに、家庭裁判所は、遺産分割の審判において、配偶者の申立がある場合に、居住建物の所有者が受ける不利益を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるときは、配偶者居住権を認める旨の審判をすることができます。

なお、施行日は、公布の日（平成30年7月13日）から2年以内とされています。

3 配偶者に対する居住建物の贈与

婚姻後20年が経過した夫婦について、配偶者に居住建物が贈与された場合には、「遺産とみなさない」として、遺産分割の対象から除外できるようになりました。

これにより、配偶者は、居住建物を無償で取得することができるうえ、遺産分割において、居住建物を取得する代わりに他の遺産を取得できないという不利益もなくなります。

なお、施行日は、公布の日（平成30年7月13日）から1年以内とされています。

4 まとめ

今回ご紹介したのは制度の概要に過ぎず、実際の適用にあたっては、様々な注意点や満たすべき要件がありますので、具体的な事例において上記各制度を利用したいとご希望がありましたら、まずは当法人の弁護士にご相談下さい。

弁護士 竹村 一成

同一労働同一賃金

政府は、働き方改革を標榜し、先日の国会でも働き方関連法案が可決されました。人材獲得や生産性向上のため、既存の働き方を変化させようとする企業も増え、最近では、経団連が、就職活動の時期などを定めたいわゆる「就活ルール」の廃止を表明するなど、企業を巡る環境は、大きな変革の中にあると感じます。

そのような中で、最近、注目される最高裁判所の判決が出されました。いわゆる『長澤運輸事件』、『ハマキョウレックス事件』などとして、広く報道されており、ご存じの方も多いと思われます。同一労働同一賃金、定年後の再雇用の問題等の近時のトピックにつき、一石を投じた判断と言えますので、本稿では、この最高裁判決を簡単に紹介します。

ハマキョウレックス事件は、簡単に言えば、トラックドライバーについて、契約社員には支給されないが正社員には支給されていた手当を不支給とすることの合理性が争われた事案です。同一の労働内容であるにもかかわらず、正社員と契約社員とで手当が異なって良いのかが議論された事案であり、働き方改革における『同一労働同一賃金』の議論がどのように影響するのかが注目されました。法律的には、有期・無期契約労働者間の不合理な労働条件の禁止を定めた労働契約法 20 条の違反がないかが争われた事例と言えます。一審判決に比べて、二審判決の方が、不支給が不合理であると判断した手当の項目が増えていましたが、最高裁判所は、この二審判決よりも更に広く手当を支給すべきと判断しました。すなわち、二審判決が不支給を違法とした 4 種の手当に加え、皆勤手当についても、その支給の趣旨は出勤の奨励にあり、正社員と契約社員とで扱いを異にする理由はないとして、不支給を違法としたのです。

長澤運輸事件は、定年退職後の継続雇用により定年後も雇用されたトラック運転手らが、定年退職後も定年前と全く同じ内容の業務を行なっているにもかかわらず、定年前 1 年間で定年後 1 年間で比較すると賃金を 3 割程度も減額されることは、労働契約法 20 条に違反すると主張した事件です。こちらの事件は、正社員と契約社員との差別ではなく、定年退職後の労働条件に関する不利益処遇の問題です。最高裁判所は、定年後の再雇用である点が労働契約法 20 条の「その他の事情」として考慮されることを認めた上で、関連する賃金項目の趣旨に照らし、精勤手当など 2 つの手当を除き相違を違法ではないと判断しています。

今後は、両最高裁判所の判決を踏まえ、契約社員と正社員との賃金の差や定年後再雇用者の賃金と定年前の社員との賃金の差が合理的に均衡の取れた範囲内に収まっているのかを丁寧に検証していくことが必要になる（平成 30 年 6 月 19 日付け日経新聞の水町勇一郎東京大学教授のコメント）ように思われます。

弁護士 秋場 啓佑

こんなときどうする～身近な人が亡くなった場合の手続～

人の死は、ある日突然やってきます。

身近な人がなくなってしまったとき、遺された私達は、一体どのような手続をする必要があるのでしょうか。

1 死亡届等

(1) 死亡届

人が亡くなったときは、死亡届の提出が必要になります。期限は死亡の事実を知った日から7日以内、提出先は亡くなった方の本籍地、死亡地、または、届出人の所在地の市町村役場です。

届け出人となることができるのは、同居の親族、同居していない親族、親族ではない同居者や、家主、後見人等です。

死亡葬儀会社による代行が認められていますので、実際には代行を利用することが多いでしょう。

(2) 火葬許可申請書

御遺体を火葬するには、死亡届出を受理した市町村長から火葬の許可を受ける必要があります。この火葬許可がなければ、火葬や、焼骨を墓地に埋蔵することができません。

こちらも葬儀会社による代行が認められていますので、実際には死亡届と一緒に代行を利用して提出することが多いでしょう。

2 その他の主な手続

(1) 世帯主変更届

世帯主に変更があったときは、変更があった日から14日以内に、その氏名等を市町村長に届け出る必要があります。世帯主が死亡したときは、新たな世帯主を役所に届け出ることになります。

詳細は役所に確認しましょう。

(2) 健康保険の資格喪失届

例えば、協会けんぽに加入している人は、死亡の日の翌日から被保険者の資格を失います。いわゆる会社員の妻が夫の健康保険の扶養に入っている場合で、夫が死亡した際は、妻は自分で国民健康保険に加入するなどする必要がありますので、注意しましょう。

国民健康保険に加入している人は、死亡の日の翌日に資格を喪失します。資格の喪失を14日以内に市町村に届出し、保険証を返還する必要があります。

3 その他

以上、主に公的機関への届け出等を中心に説明してきましたが、亡くなった方の属性に応じて他にも様々な手続が必要になります。たとえば、飲食店の営業許可を受けていた場合にはその地位承継手続が必要になります。

死亡に伴ってどのような手続を行わなければならないのかは、遺された私達が積極的に調べて、行動しなければなりません。当事務所でもそのお手伝いをさせていただくことが可能ですので、お気軽にご相談下さい。

今回は、相続財産の調査方法の解説をする予定です。

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚や相続などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施主側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



- 京成千葉線「千葉中央駅」またはJR外房線「本千葉駅」より徒歩13分
- JR「千葉駅」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学院/南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場/成東行のいずれかのバスで「中央3丁目」バス停を下車、徒歩約5分。

弁護士法人 さくら総合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513
<https://sakurasogo-lawoffice.com>